

**講座・教室**

**○エコ・ッキングングでお菓子作り**

環境に配慮したエコ・ッキングングを学びながら、チョココレートを使ったお菓子作りに挑戦します。

**時** 1月20日(土)10時～12時  
**場** 中央公民館  
**対** 市内在住の人(小学生以下は保護者同伴)、20人(抽選)  
**¥** 500円

**講師** 共愛学園前橋国際大 短期大学部・木村祐美さん  
**申** 12月22日(金)までに二次



**元** コードの申し込みフォームで  
**問** 中央公民館  
**☎** 027・210・2199

**○中公でスマホの使い方マスター**

スマホ教室を開催します。

**内容・時** ①フリマサイトへ出品しよう②スマホを安全に使おう③1月24日(水)9時30分～12時④LINEを便利に使おう⑤スマホの基礎とマイナンバーカード活用術⑥1月26日(金)14時～16時  
**場** 中央公民館

**対** 市内在住の人、①は15人②～⑤は各20人(各抽選)

**持** ①はスマホ持参②～⑤はスマホ貸し出し  
**¥** ①は300円

**申** 12月22日(金)(必着)までにハガキで。郵便番号・住所・氏名・電話番号・希望のコース(①～⑤のいずれか)を記入し、〒371・0023本町二丁目12・1・中央公民館「中公スマホ教室(1月分)係」へ  
**問** 同館  
**☎** 027・210・2199

**税**

**○マイナカードで簡単に確定申告**

確定申告は、スマホやPCから国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用するe-Taxが便利です。マイナポータルとの連携で、各種証明書の情報などを1件ずつ入力する必要がなくなり、確定申告書の該当項目が自動入力されます。利用には事前準備が必要です。



マイナポータル連携についてはこちら

**●自宅・Tax説明会**

マイナポータル連携の事前準備について説明します。  
**時** 12月13日(水)・14日(木)、15時30分～

16時・15日(金)13時30分～14時  
**場** 県防災センター2階研修室(上細井町)

**持** マイナンバーカードとパスワード(2種類)、スマホ

**●青色申告等決算説明会**

具体的な決算の仕方や、青色申告決算書・収支内訳書の作成方法の説明会を開催します。

**内容・時** 〈青色事業所得者〉12月11日(月)・12日(火)、10時～12時〈青色不動産所得者〉12月11日(月)13時30分～15時30分〈青色農業所得者〉12月12日(火)13時30分～15時30分〈白色事業所得者等〉12月13日(水)、10時～12時・13時30分～15時30分  
**場** 県防災センター  
**2** 階研修室(上細井町)  
**対** 青色・白色事業所得者(事業・不動産・農業所得)、先着各66人  
**問** 前橋税務署  
**☎** 027・224・4371



アプリダウンロードはこちら iPhone Android

**○市県民税の申告窓口を開設**

来年度の市県民税・県民税の申告窓口を右下表のとおり開設。申告会場

市民税・県民税の申告窓口		
会場	日時	
市役所	2月16日(金)～3月15日(金)の平日 (2月25日(日)は休日に開設)	9時～16時
宮城支所	2月15日(木)～20日(火)の平日	9時30分～15時30分
大胡支所	2月21日(水)～29日(火)の平日	
粕川支所	3月1日(金)～6日(水)の平日	
富士見支所	3月7日(木)～15日(金)の平日	

は混雑します。後日案内する郵送や電子申告を利用してください。その他の市民サービスセンター出張会場は、二次元コードの本市ホームページをご覧ください。  
**問** 市民税課  
**☎** 027・898・6203



**○償却資産の申告は1月末までに**

1月1日(月)現在で償却資産を所有している事業者は、1月31日(水)までに申告書を提出してください。工場や商店、農業などを営んでいる、太陽光発電設備により売電事業をしている、賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている(テナント)、アパートや駐車場を貸し付けているといった事業者が、その事業のために使用する構築物や建物附属設備、機械、工具、器具、備品などの固定資産を償却資産といい、固定資産税が課税されます。昨年の申告者には、償却資産申告書かハガキを郵送します。届かない場合でも、該当者は申告が

必要です。詳しくは本市ホームページをご覧ください。申告がない場合、過去の申告内容などを基に、償却資産を所有しているとみなして課税することがあります。申告は、自宅やオフィスなどから手続きできるeLTAX(電子申告)が便利です。



eLTAXについてはこちら

**○家屋を壊したら連絡を**

課税されている家屋を取り壊したときは、今年中に市役所資産税課へ連絡してください。12月31日(日)までに取り壊した家屋には、来年度から固定資産税が課税されません。なお、年をまたいで滅失の連絡をする場合は、解体証明書の提出が必要です。詳しくは本市ホームページをご覧ください。  
**問** 同課  
**☎** 027・898・6223



**○事業者向け**

**○本市ホームページで自社PR**  
 月平均136万アクセスがある本市ホームページへの広告を募集。詳

**めぶくPay 加盟店舗を募集**  
 紙の申請書が必要な場合は問い合わせください。  
**対** 市内に店舗か事業所があり、非該当事項に該当しない事業者。キッチンカーは市内で営業許可を受けた車両  
**申** 同ホームページの申し込みフォームで  
**問** めぶくグラウンド  
**☎** 050・8890・9406 (平日9時～17時(年末年始(12月29日(金)～1月3日(水))を除く))



しくは本市ホームページをご覧ください。申込書のダウンロードもできます。

**対** 企業・団体など  
**掲** 載スペースは本市ホームページ下部の広告バナー。縦60ピクセル×横150ピクセル、15枠  
**掲** 載期間は4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

**¥** 月額1枠1万8,000円  
**申** 1月31日(水)までにメールで。申込書に記入し shisehashin@city.nabashi.gunma.jp <  
**問** 秘書広報課  
**☎** 027・898・5838

**○水道局封筒の掲載広告を募集**

水道局の各種通知の発送で使用する封筒の広告を募集。3万部製作します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。申込書のダウンロードもできます。  
**掲** 載期間は4月1日(月)から封筒が終了するまでのおおむね2年



**○ごみカレンダーの広告を募集**

来年度上半期の家庭用資源・ごみ収集カレンダーの広告を募集。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。申込書のダウンロードもできます。  
**対** 企業や団体など(抽選)  
**掲** 載スペースは縦40ピクセル×横65ピクセル、24枠  
**¥** 1枠5万円  
**申** 12月22日(金)までに郵送で。申込書に記入し、市役所ごみ政策課(☎027・898・6272)へ  
**問** 録音案内  
**☎** 027・283・8333



**その他の情報**

**●休日当番動物病院案内**  
**☎** 027・283・8333